令和８年度ビジネス化推進組織設立運営業務委託仕様書（案）

１　業務名

令和８年度ビジネス化推進組織設立運営業務

２　業務の目的

本業務では、弘前大学 COI-NEXT（以下「COI-NEXT」という。）参画企業や県内企業、産学官金の関係機関等で構成するビジネス化推進組織（以下「推進組織」という。）を設立し、Well-being 領域でのビジネス化に向けた情報発信や県内企業の COI-NEXT 参画に対する支援により、COI-NEXT 参画企業と県内企業等の連携による、ヘルスケア産業を含む Well-being 領域での新ビジネスの創出を図るものである。

※Well-being とは

肉体的にも精神的にも幸福で満たされた状態

３　業務委託期間

契約締結の日から令和９年３月８日（月）まで

４　委託業務の内容

受注者は、青森県（以下「発注者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに業務を行うこと。

(1) 推進組織の全体調整

推進組織の円滑な運営に向けた、事業プログラムや年間スケジュールの作成、業務全般の進捗管理

(2) 推進組織の設立

① 推進組織の会員（以下「会員」という。）募集及び会員管理

- Well-being 領域でのビジネス創出に関心のある企業等の新規会員（COI-NEXT 参画企業、県内企業、関係機関等）の勧誘及び掘り起こしをすること。
- 会員名簿作成及び管理すること。

② 設立記念フォーラムの開催

- Well-being 領域に関する県の取組方針の周知及び全県的な気運醸成のため、弘前大学と連携して設立記念フォーラムを開催すること。

（フォーラムの概要）

開催時期：７月下旬
開催場所：弘前大学創立５０周年会館
実施規模：２００名程度
参 集 者：弘前大学 COI-NEXT 関係者、21 あおもり、県産技センター、
商工団体、県内金融機関、県内企業等の産学官金の関係機関　等

- イベントの企画立案、全体行程の作成、進行スケジュールの作成及び管理、参加者の募集及び管理、受付の設置及び運営、参加者名札の作成、関係者との調整、登壇者との連絡調整、謝金の支払い、移動手段の手配、音響や映像機材等、必要な設備の手配、会場及び移動時の誘導、当日の運営、会場図面の作成、進

行シナリオの作成、運営マニュアルの作成、役割分担表の作成、資料作成、記録作成等、本フォーラムの実施に必要な一切の業務を行うこと。

(3) ビジネス化に向けた情報提供

① セミナーの開催（１回）
- Well-being 領域でのビジネス化の可能性や､COI-NEXT プロジェクトの取組内容、健康ビッグデータの活用方法等について学ぶセミナーを開催すること。
- Well-being 領域でのビジネス化の可能性等に関する専門知識を有する者を講師として招聘すること。
- セミナー終了後、参加者に対して Well-being 領域でのビジネス化に対する意識調査アンケートを実施すること。

② COI-NEXT 研究拠点視察会の開催（１回）
- COI-NEXT プロジェクトの取組に対する理解促進へ向けた COI-NEXT の研究拠点の視察会を開催すること。
- 視察会終了後、参加者に対して Well-being 領域でのビジネス化に対する意識調査アンケートを実施すること。

③ 会員への情報発信（随時）
- COI-NEXT プロジェクトや Well-being 領域に関する各種情報を収集及び精査し、随時会員あてに発信すること。

(4) マッチング支援の実施

① 連携先ニーズ調査

会員企業を対象とした連携先ニーズ調査を実施し、その結果を取りまとめること。

② 企業視察会・情報交換会の開催（２回）
- COI-NEXT 参画企業や関係機関による県内企業視察会及び情報交換会を開催すること。
- 視察会終了後、参加者に対して Well-being 領域でのビジネス化に対する意識調査アンケートを実施すること。

(5) 伴走支援の実施

受注者は下記に示す業務を遂行する者をコーディネーターとして設置し、COI-NEXT プロジェクト参画企業と県内事業者のマッチングフォロー及び両者間の連携による新ビジネスプラン実行へ向けた伴走支援を実施すること。
- 年間１０日以上、COI-NEXT 参画企業や県内企業等への現地訪問やオンライン面談によるヒアリングを実施すること。
- 上記ヒアリングの実施方法について、５日以上は現地訪問とすること。
- 随時、具体のビジネス化に向けた相談対応を行うこと。
- COI-NEXT 参画企業と県内企業との仲介により、２件以上のビジネス化案件（COI-NEXT プロジェクトの研究成果等の自社製品への取り込みやサービス等の事業化に向けた新たな取組の実施）の掘り起こしをすること。

(6) ウェルネスツーリズムの開発支援の実施

受注者は、弘前大学 COI-NEXT プロジェクトの研究成果や県内の観光資源・食資源等

を生かしたウェルネスツーリズムの開発検討に向け、以下に示す取組により、推進組織内の関係企業の支援を実施すること。

① ニーズ調査

・ COI-NEXT 参画企業や健康経営優良法人等を対象に、ウェルネスツーリズムの導入状況や今後の意向に係るアンケート調査を実施すること。

・ ウェルネスツーリズムの導入を検討している企業に対しては、必要に応じて現地訪問またはオンライン面談によるヒアリングを実施すること。

② セミナーの開催（１回）

県内の観光関連事業者等を対象に、ウェルネスツーリズムのモデルコース開発に対する気運醸成を目的としたセミナーを開催すること。

（セミナーの内容に、ニーズ調査の結果報告を含めること。）

・ ウェルネスツーリズムに関する専門知識を有する者を講師として招聘すること。

③ 意見交換会の開催（１回）

ウェルネスツーリズムのモデルコース開発に向け、県内事業者の異業種交流及びモデルコースの内容検討を目的とした意見交換会を開催すること。

・ 意見交換会終了後、参加者に対してアンケート調査等を実施すること。

・ モデルコース開発に向けた連携が期待できる事業者に対しては、現地訪問またはオンライン面談等のフォローアップを実施すること。

５ 全体のスケジュール（想定）

令和８年６月～２月	推進組織の会員募集
６月～７月中旬	ニーズ調査、調査結果の情報提供
６月～７月下旬	ニーズ調査（ウェルネスツーリズム）
７月下旬	設立記念フォーラム開催
７月～２月	伴走支援、情報共有
８月	研究拠点視察会開催
	企業視察会・情報交換会開催
	セミナー開催（ウェルネスツーリズム）
９月	セミナー開催
11月	企業視察会・情報交換会開催
	意見交換会開催（ウェルネスツーリズム）
12月～２月	フォローアップ（ウェルネスツーリズム）
３月	実績報告書の提出

６ 実施体制

(1) 受託者は、契約締結後２週間以内に業務計画書を提出し、委託者の承認を得ること。業務計画書には業務内容、役割分担、実施スケジュール、担当者を明記すること。

(2) 本業務の実施に当たり、業務全体を管理し、委託者との連絡・調整の窓口となる業務責任者を配置すること。

(3) 受託者は、契約締結後速やかに委託者に業務責任者を届け出ること。また、業務実施体制図を提出すること。

(4) 業務責任者は、特段の理由がない限り契約期間終了まで変更しないこと。

(5) 受託者は、業務の遂行に当たり、委託者との円滑な意思疎通が図られるよう留意する

こと。また、報告、協議、助言及びその他の必要なコミュニケーションについては、定期的にオンライン又は対面にて行うこと。

7　仕様書の内容の変更

業務の目的を達成するために必要と認められる場合において、県と委託者は協議の上、仕様書の一部を追加又は変更することができる。

8　業務完了報告

(1) 成果品等

- 委託業務完了届　紙媒体１部
- 業務実績報告書　紙媒体１部、電子媒体１部（電子媒体の種類は任意）

※業務実績報告書は、上記４の各項目についての実施結果及び成果品を取りまとめたものを作成すること（様式任意）。

- 参考資料　電子媒体１部（電子媒体の種類は任意）

※参考資料は、本業務で使用するために収集したデータ、支援企業や関係機関に提供した資料、支援企業等との打合せの記録、委託者への報告及び協議の記録など、本業務で作成及び使用した各種文書を取りまとめたものとすること。

(2) 納期

契約期間内に提出すること。

(3) 納入場所

〒030-8570　青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県 経済産業部 産業イノベーション推進課

(4) その他

委託者から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

9　業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成 10 年 12 月青森県条例第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10　その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、発注者及び受注者の協議により業務を進めるものとする。

(2) 受注者が本委託業務において制作した物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、全て発注者及び参加事業者に帰属するものとする。